

## きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、まちのにぎわいを創出するとともに市内業者を育成することにより市内経済の活性化を図るため、市内の空き店舗等を活用した事業を行う者に対し、予算の範囲内において君津市補助金等交付規則（昭和46年君津市規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗等 市内に所在し、店舗として活用できる状況にありながら商業活動が行われていない店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗内のものを除く。）及び居住その他の使用がなされていない住宅をいう。
- (2) コミュニティ施設 子育て支援、地域情報発信等で、地域住民や観光客の交流の場となる施設をいう。
- (3) 事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は各種団体若しくは個人（政治活動又は宗教活動を行うものを除く。）で、空き店舗等の所有者と賃貸借契約、売買契約又は贈与契約を締結して、事業を営もうとする者をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となるきみつ魅力あふれるお店づくり事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 新規出店事業 空き店舗等を活用して、事業者が、新たに実施する小売業、飲食業、サービス業その他これらに類する事業をいう。
- (2) にぎわい創出事業 事業者が、空き店舗等を活用して、地域住民や観光客の交流を目的としたコミュニティ施設の設置及び運営を行う事業をいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に規定する風俗営業等

(2) フランチャイズチェーン方式による事業

(3) 国、県及び本市で実施する他の制度による補助金又は助成金（融資に伴う利子補給金は除く。）を受けている事業

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切と認めるもの

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 2年以上継続して営業することが見込まれ、かつ、原則として週4日以上営業を行うこと。ただし、にぎわい創出事業については、この限りでない。

(2) 購入し、若しくは贈与契約を締結した空き店舗等の前所有者、賃貸借契約を締結した空き店舗等の所有者又はこれらの者と生計を一にする者若しくは2親等内の親族関係にある者でないこと。

(3) 前号に掲げる者が属する法人その他の団体でないこと。

(4) 市税の滞納がないこと。

(5) 市内で営業している店舗から空き店舗等へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としていないこと。

(6) 店舗併用住宅で事業を行う場合に、店舗と住居が明確に分離できること。

(7) 第6条に規定する申請を行う年度内に補助対象事業を開始する見込みのあること。

(8) 許認可その他法律に基づく資格が必要な事業を開始しようとするときは、事業開始前までに当該資格を有し、又は有する見込みがあること。

(9) 君津市暴力団排除条例（平成24年君津市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率等は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象経費に係る工事、購入、印刷等をする前に、きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 市税の滞納がないことを証する書類
- (3) 空き店舗等に係る賃貸借契約書、売買契約書又は贈与契約書の写し
- (4) 店舗の位置図及び平面図
- (5) 店舗内部及び外観の写真
- (6) 見積書その他の補助対象経費の内訳がわかる書類
- (7) 住民票の写し(法人にあっては登記事項証明書、法人以外の団体にあっては定款又は規約等の写し)
- (8) 履歴書(法人その他の団体にあっては、代表者の履歴書)
- (9) 許認可その他法律に基づく資格を証明する書類の写し(事業開始に際して必要な場合であって、現に資格を有する場合に限る。)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付決定(却下)通知書(別記第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、交付決定前に申請を取り下げるときは、きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付申請取下書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業変更の承認申請等)

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、第6条の規定により申請した内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、きみつ魅力あふれるお店づくり事業変更承認申請書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否

を決定するとともに、きみつ魅力あふれるお店づくり事業変更承認（不承認）通知書（別記第5号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者が、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、きみつ魅力あふれるお店づくり事業中止（廃止）届（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業の遂行状況について、市長から要求があったときは、速やかにきみつ魅力あふれるお店づくり事業遂行状況報告書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、規則第12条の規定により、実績報告するときは、補助対象事業の開始の日から起算して30日以内又は当該補助年度の末日のいずれか早い日までに、きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る契約書、領収書及び内訳明細書の写し
- (2) 店舗改装工事及び備品等設置後の店舗内部及び外観の写真
- (3) 広告宣伝のため作成した制作物の現物又は写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金確定通知書（別記第9号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第13条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた者は、当該補助金の交付を請求しようとするときは、きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付請求書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 第9条第3項の規定による事業の中止又は廃止の届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）によりその者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金の全部又は一部を交付しているときは、きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金返還命令書（別記第12号様式）により、その者に対し期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年9月1日から施行する。

別表（第5条第1項）

事業名	補助対象経費		補助率	補助限度額
新規出店事業	店舗改装費	内装、外装、設備設置等の 工事に要する費用	1/2	50万円
にぎわい創出事業	備品購入費	店舗改装と一体的に整備 される備品、事業を行うた めに必要な備品、設備機器 の購入等に要する費用	1/2	10万円
	印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフ レット等の作成に要する 費用		
	広告宣伝費	新聞・雑誌等広告掲載、案 内看板・のぼり・啓発普及 品の作成等に要する費用		
	装飾費	店舗の装飾に要する費用		

	消耗品購入 費	事務用品等の購入に要す る費用		
--	------------	--------------------	--	--

備考

- 1 次に掲げるものは、補助の対象としない。
  - (1) 市内に事務所を有しない個人又は法人その他の団体に支払う費用
  - (2) 工事等に係る消費税及び地方消費税
- 2 算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額とする。

別記第1号様式（第6条）

きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付申請書

年 月 日

君津市長 様

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称

代表者氏名

きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金の交付を受けたいので、きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の種類	新規出店事業 / にぎわい創出事業	
2 補助事業に関する経費	店舗改装費	円
	備品購入費	円
	印刷製本費	円
	広告宣伝費	円
	装飾費	円
	消耗品購入費	円
	計	円
3 補助金交付申請額	円	

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 市税の滞納がないことを証する書類
- (3) 空き店舗等に係る賃貸借契約書、売買契約書又は贈与契約書の写し
- (4) 店舗の位置図及び平面図
- (5) 店舗内部及び外観の写真
- (6) 見積書その他の補助対象経費の内訳がわかる書類
- (7) 住民票の写し（法人にあっては登記事項証明書、法人以外の団体にあっては定款又は規約等の写し）
- (8) 履歴書（法人その他の団体にあっては、代表者の履歴書）
- (9) 許認可その他法律に基づく資格を証明する書類の写し（事業開始に際して必要な場合であって、現に資格を有する場合に限る。）
- (10) その他

きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付決定（却下）通知書

第 号  
年 月 日

様

君津市長



年 月 日付けで申請のあったきみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金については、下記のとおり決定（却下）したので、きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 不交付

理由

注

- この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対し異議申立てをすることができます。
- この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この決定の日から1年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。



第3号様式（第8条）

きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付申請取下書

年 月 日

君津市長 様

住所又は所在地

届出者 氏名又は名称

代表者氏名

年 月 日付で申請したきみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付申請について、下記の理由により取り下げたいので、きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

記

取下げの理由

第4号様式（第9条第1項）

きみつ魅力あふれるお店づくり事業変更承認申請書

年 月 日

君津市長 様

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称

代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定のあったきみつ魅力あふれるお店づくり事業について、下記のとおり変更したいので、きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更事項	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		

備考 変更内容がわかる書類を添付すること。

きみつ魅力あふれるお店づくり事業変更承認（不承認）通知書

第 号  
年 月 日

様

君津市長



年 月 日付けで申請のあったきみつ魅力あふれるお店づくり事業の変更については、下記のとおり承認（不承認）としたので、きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 承認

- (1) 変更前の交付決定額 円  
(2) 変更後の交付決定額 円

2 不承認

理由

注

- この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対し異議申立てをすることができます。
- この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この決定の日から1年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

第 6 号様式（第 9 条第 3 項）

きみつ魅力あふれるお店づくり事業中止（廃止）届

年 月 日

君津市長 様

住所又は所在地

届出者 氏名又は名称

代表者氏名

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定のあったきみつ魅力あふれるお店づくり事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により届け出ます。

記

1 中止（廃止）の理由

2 交付決定額 円

第7号様式（第10条）

きみつ魅力あふれるお店づくり事業遂行状況報告書

年 月 日

君津市長 様

住所又は所在地

報告者 氏名又は名称

代表者氏名

年 月 日付け第 号により交付決定のあったきみつ魅力あふれるお店  
づくり事業補助金に係る事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

2 事業完了予定年月日 年 月 日

第8号様式（第11条）

きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金実績報告書

年 月 日

君津市長 様

住所又は所在地

報告者 氏名又は名称

代表者氏名

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定のあったきみつ魅力あふれるお店づくり事業について、きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 事業に要した経費 円
- 3 事業の開始日 年 月 日
- 4 添付書類
  - (1) 補助対象経費に係る契約書、領収書及び内訳明細書の写し
  - (2) 店舗改装工事及び備品等設置後の店舗内部及び外観の写真
  - (3) 広告宣伝のため作成した制作物の現物又は写し
  - (4) その他

きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

君津市長



年 月 日付けで実績報告のあったきみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金については、下記のとおり確定したので、きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

交付確定額 円

注

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対し異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この決定の日から1年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付請求書

年 月 日

君津市長 様

住所又は所在地  
請求者 氏名又は名称  
代表者氏名 ㊟

年 月 日付け第 号で額の確定のあったきみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金について、きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円
- 2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協 本・支店
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	



第 1 1 号様式（第 1 4 条第 2 項）

きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

君津市長



年 月 日付け第 号で交付決定したきみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金について、下記のとおり決定を取り消したので、きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 取り消した補助金の額 円
- 2 取り消した理由

注

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 0 日以内に市長に対し異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に君津市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この決定の日から 1 年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金返還命令書

第 号  
年 月 日

様

君津市長



きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付要綱第15条の規定により、既に交付したきみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金の返還を下記のとおり命じます。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既交付額 年 月 日交付・ 円
- 3 返還すべき金額 円
- 4 返還期限 年 月 日まで
- 5 返還方法
- 6 返還を命ずる理由

注

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対し異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この決定の日から1年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。